

## 【2】はっらっ介護ふれあい支援サービス

委託先	デイサービス事業者及び介護者の会
内 容	<p>在宅の要介護者等を介護する者、もしくは介護に関心のある者を対象とする</p> <p>①介護者の健康相談 ②介護技術の指導 ③レクレーション ④グループ懇談会 ⑤福祉機器の展示及び使用方法の指導 ⑥講演会の開催</p> <p>*利用者家族の参加しやすいことを中心に事業計画の検討実施とする。 *開催時間は、事業内容により適当な時間であれば良い。 *デイサービス事業所の車にて家族の送迎を無償により実施する場合は、道路運送法の許可は不要。デイサービス業務に支障のない範囲であれば、問題はない。</p>
対象者	市内に住所を有し、要介護者等を支援するもの、もしくは介護に関心のあるもの

担当：高齢者福祉課 地域包括推進係

☎ 31-0245 ✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

## 委託料

①デイサービス事業者…40,000円以内

【対象経費】 需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料など

\*利用者負担金を除いた経費を委託料として実績払い。

\*会食又は教材(持ち帰り自分のものとなる場合)等の実費は、利用者が負担する。

\*食事代は不可

\*対象経費についてご不明な場合はその都度市へご相談ください。

②家族会については別料金設定あり

## 契約から実施の流れ

(1) 事業を実施する際は、事前に高齢者福祉課（地域包括推進係）に相談し、事業実施の1ヵ月前までに、1年間の実施計画を提出してください。

※複数回計画する場合は、初回実施日の1か月前までに提出してください。

(2) 実施計画を確認後、契約の締結をします。請求書を提出してください。

(3) 開催後は事業報告を提出してください。

## その他

### ～事業の周知について～

#### ①お知らせ放送

高齢者福祉課（地域包括推進係）に依頼文と放送用原稿、内容がわかるチラシ等を送付して下さい。

⇒放送したい時期の約2週間前までに原稿等の送付をお願いいたします。

#### ②広報ますだ掲載

高齢者福祉課（地域包括推進係）に依頼文と掲載原稿、内容がわかるチラシ等を送付して下さい。

⇒2か月前の1日までに原稿等の送付をお願いいたします。

例) 広報ますだ7月号に掲載したい場合、5月1日までに送付。

\*お知らせ放送及び広報ますだ掲載につきましては、他の周知内容との兼ね合いから、依頼通りにならない場合もあります事をご了承ください。